

岡崎市消防法等違反の処理 に関する要綱

岡崎市消防本部

岡崎市消防法等違反の処理に関する要綱

平成14年4月1日制定

目次

第1章	総則（第1条～第4条）
第2章	違反の処理（第5条～第9条）
第3章	警告、命令等（第10条～第13条の2）
第4章	許可の取消し及び認定の取消し（第14条・第14条の2）
第5章	聴聞及び弁明の機会の付与（第15条・第16条）
第6章	告発（第17条・第18条）
第6章の2	過料事件の通知（第18条の2）
第7章	代執行（第19条～第20条の7）
第8章	雑則（第21条～第28条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号。以下「条例」という。）に関する違反（火災その他の災害発生又は人命危険を防止するための措置を必要とする状態又は行為を含む。以下「違反」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

（違反の処理の実施）

第2条 消防署長又は予防課長（以下「消防署長等」という。）は、立入検査その他の職務執行等（以下「職務執行等」という。）に際し、違反があると思われる事実を知ったときは、その実情を調査しなければならない。

2 消防長は、前項の調査結果を検討し、当該事実が第6条の処理区分のいずれかを要すると認めるときは、それぞれ違反の内容に応じた処理を行うものとする。

（職員の責務）

第3条 消防職員は、職務執行等に際し、違反の事実を発見し、又は聞知したときは、速やかに消防署長及び所属長に報告しなければならない。

（違反の処理の心得）

第4条 違反の処理（以下「処理」という。）は、関係者及び違反の行為者（以下「関係者等」という。）が受ける権利の制限と、処理の対象となっている消防上の危険性を考慮した、正当なものでなければならな

い。

2 処理は、その実態を的確に把握するとともに、厳正にして綿密、かつ、公平な信念をもって、時機を失することのないように行わなければならない。

3 処理を行うに当たっては、緊急の場合を除きあらかじめ関係者等に対し、消防関係法令の趣旨をよく説明する等、適切な指導を行わなければならない。

第2章 違反の処理

（違反処理基準）

第5条 処理は、岡崎市消防法等違反の処理実施要領第1総則5に規定する違反処理基準によるものとする。

（違反処理の留保）

第5条の2 消防長又は消防署長は、合理的な理由がある場合は、処理の措置を留保することができる。

（処理の区分）

第6条 処理の区分は、次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 許可の取消し
- (4) 認定の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行
- (8) 略式の代執行

（処理の主体）

第7条 処理のうち警告、命令及び略式の代執行は、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が行うものとする。

2 処理のうち許可の取消し、認定の取消し、告発、過料事件の通知及び代執行は、消防長が行うものとする。

3 第1項の処理のうち、法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく措置命令を行う場合又は法第5章及び第6章の規定（法第36条第8項において準用する場合を含む。）に基づく緊急を要する警告及び命令を口頭で行う場合は、消防吏員がこれを行うことができる。

4 消防吏員は、前項の処理を行ったときは、消防署長等に事案のてん末を報告し、指示を受けなければならない。

（異例又は特に重要な事項の処理）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、斉一を期するもの又は異例若しくは特に重要な事項について、必要があると認めるときは、消防長がその事務を行うものとする。

(違反処理担当員の指定)

第9条 消防署長等は、処理の事務を適正かつ効果的に行うため、消防署員及び予防課員のうちから、処理業務を担当する者を指定しておかなければならない。

第3章 警告、命令等

(警告)

第10条 警告は、原則として命令又は告発の前提となるものであり、命令又は告発に先立ってこれを行うものとする。

2 消防長等は、前項の規定により警告するときは、関係者等に対し、警告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

3 消防長等は、前項の警告書を交付した場合において、必要があると認めるときは、関係者等から警告事項の履行に関する計画書を提出させるものとする。

(命令等)

第11条 命令は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを行うものとする。

(1) 警告書による履行期限が経過してもなお履行されないとき。

(2) 実情が命令による取扱いを必要とするとき。

2 消防長等は、前項の規定により命令するときは、関係者等に対し、命令書（様式第2号）を交付して行うものとする。ただし、違反の内容が明白、かつ、緊急を要する場合で命令書を交付する暇がないとき、関係者等に対し、口頭で命令することができる。この場合にあつては、必要に応じ、事後において命令書を速やかに交付するものとする。

3 法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、命令書（様式第2号の2）を交付し、これを行うものとする。ただし、違反の内容が明白、かつ、緊急を要する場合で命令書を交付する暇がないとき、関係者等に対し、口頭で命令することができる。この場合にあつては、必要に応じ、事後において命令書を速やかに交付するものとする。

4 消防長等は、前2項の規定により命令書を交付した場合において、必要があると認めるときは、関係者等から命令事項の履行に関する計画書を提出させるものとする。

5 消防長等は、命令を行った事案について、履行期限を経過しても是正されない場合は、必要に応じて催告書（様式第3号）を交付して、

履行の促進を図るものとする。

(公示)

第11条の2 消防長等は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第5項若しくは第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項若しくは第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項若しくは第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項若しくは第4項、法第16条の6又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合には、岡崎市火災予防規則（昭和38年2月1日規則第1号）第2条又は岡崎市危険物規制規則（平成21年3月16日規則第10号）第10条に規定する方法により速やかに公示し、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。ただし、緊急を要する場合、即時に履行された場合等はこの限りではない。

(命令の解除)

第12条 消防長等は、命令事項の一部が履行され、命令解除の必要があると認める場合は、関係者等に対し命令解除通知書（様式第4号）を速やかに交付し、命令を解除するものとする。

(資料提出命令)

第13条 消防長等は、第6条の処理をするため必要な資料の提出を命ずるときは、火災予防上必要と認められるもののうち、資料としてすでに存在しているもの又は法律上作成義務があるものは、資料提出命令書（様式第5号）により、これを行うものとする。

(報告徴収)

第13条の2 消防長等は、第6条の処理をするために必要な報告の徴収を命ずるときは、資料として存在しないが火災予防上の観点から違反対象の実態を把握するために必要と認めるものは、報告徴収書（様式第5号の2）により、これを行うものとする。

第4章 許可の取消し及び認定の取消し

(許可の取消し)

第14条 許可の取消しは、法第12条の2第1項の規定による使用停止命令に従わない場合に行うものとする。

2 消防長は、前項の規定により許可を取り消すときは、関係者に対し、許可取消書（様式第6号）を交付するものとする。

(認定の取消し)

第14条の2 消防長は、法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特例認定の取消しを行う場合は、特例認定取消書(様式第6号の2)を交付することにより行うものとする。

第5章 聴聞及び弁明の機会の付与 (聴聞)

第15条 次に掲げる処理をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行手法」という。)の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

- (1) 法第8条の2の3第6項の規定(法第36条第1項において準用する場合を含む。)に基づく特例認定の取消し
- (2) 法第12条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- (3) 法第13条の24の規定に基づく命令

2 前項の聴聞に関する手続は、行手法の定めによるほか、岡崎市聴聞手続規則(平成6年規則第41号)によるものとする。

(弁明の機会の付与)

第16条 次に掲げる処理をしようとする場合には、行手法の定めるところにより、弁明の機会を付与しなければならない。

- (1) 法第5条第1項、法第5条の2第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令(行手法第13条第2項第1号に該当する場合を除く。)
- (2) 法第8条第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)及び法第8条の2第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令(行手法第13条第2項第3号に該当する場合を除く。)
- (3) 法第12条の2第1項、第2項の規定に基づく命令(行手法第13条第2項第1号に該当する場合を除く。)
- (4) 法第14条の2第3項の規定に基づく命令(行手法第13条第2項第1号に該当する場合を除く。)

2 前項の弁明の機会を付与する場合の通知は、弁明通知書(様式第7号)により行うものとする。

第6章 告発 (告発)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、関係者等を告発するものとする。

- (1) 第10条による警告に従わないとき。

- (2) 第11条による命令に従わないとき。
- (3) 火災等の発生又は拡大が違反に起因したとき。
- (4) 前各号のほか特に告発する必要があると認めるとき。

(手続)

第18条 告発は、当該違反の事件を管轄する検察官又は警察署長に対して行うものとする。

- 2 前項の告発は、告発書（様式第8号）に違反に関する書類、見取図、違反の現場写真その他必要と認められる書類を添付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で告発することができる。
- 3 口頭で告発を行った場合において、当該検察官又は警察署長から要求があったときは、関係書類を速やかに提出しなければならない。

第6章の2 過料事件の通知

(過料事件の通知)

第18条の2 消防長は、法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）及び法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認められる場合は、過料事件の通知をするものとする。

- 2 過料事件の通知をするときは、過料事件通知書（様式第8号の2）に關係証拠書類を添付して、届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

第7章 代執行

(代執行)

第19条 消防長は、第11条の規定による命令又は第17条の規定による告発によっても、なお履行されない場合であって、特に必要があると判断されるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、代執行を行うものとする。

- 2 代執行を行おうとするときは、事前に執行に伴う作業、警戒及び経費等の計画を立てなければならない。
- 3 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次によるものとする。
 - (1) 戒告書（様式第9号）
 - (2) 代執行令書（様式第10号）
 - (3) 代執行費用納付命令書（様式第11号）
 - (4) 代執行執行責任者証（様式第12号）

- 4 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前各項に規定する手続をとる暇がないとき

は、その手続を経ないで代執行を行うことができる。

(証票の携帯)

第20条 消防長等その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第3項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(略式の代執行)

第20条の2 消防長等は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を覚知することができないため、当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

(事前の公告)

第20条の3 消防長等は、法第5条の3第2項の規定による措置をする場合は、あらかじめ消防法による公告(様式第12号の2)により公告を行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、公告を要しない。

(保管物件の公示)

第20条の4 消防長等は、法第3条第2項又は法第5条の3第3項の規定により物件を保管したときは、法第3条第3項及び法第5条の3第4項において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第64条第3項の規定に基づき、保管物件について(様式第12号の3)により消防本部又は消防署及び当該防火対象物若しくは関係のある場所等で公示を行うものとする。

2 消防長等は、前項により公示を行った場合は、保管物件一覧簿(様式第12号の4)を作成し、関係者等が閲覧できるようにしておくものとする。

(保管物件の売却)

第20条の5 消防署長が法第3条第3項及び法第5条の3第4項において準用する災対法第64条第4項の規定により保管物件を売却するときは、消防長の承認を得るものとする。

(保管費等の徴収)

第20条の6 消防長等は、法第3条第3項及び法第5条の3第4項において準用する災対法第64条第5項に規定する保管、売却、公示等に要した費用を、保管費等納付命令書(様式第12号の5)により、当該物件の所有者、管理者及び占有者で権原を有する者から徴収するものとする。

(法定期間経過後の処理)

第20条の7 消防長等は、法第3条第3項及び法第5条の3第4項において準用する災対法第64条第6項に規定する期間を経過した物件については、岡崎市予算決算及び会計規則(昭和39年3月25日規則第4号)に基づき処理するものとする。

第8章 雑則

(送達の方法)

第21条 この要綱に定める警告書、命令書、催告書、命令解除通知書、弁明通知書、許可取消書、特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書は、関係者等に直接交付し、受領書(様式第13号)により自署又は記名、押印を求めるものとする。ただし、事情によっては、配達証明又は配達証明付き内容証明の取扱いによる郵送をするものとする。

(関係機関との連絡)

第22条 消防長等は、他の法令と関連のある処理を行う場合においては、関係のある行政機関と密接な連絡をとり、最善の方途を講ずるようにしなければならない。

(関係市町村長等への通知)

第23条 消防長は、岡崎市以外の許可を受けた移動タンク貯蔵所に係る違反の事実を発見し、法第11条の5第2項に基づく命令その他の指導を行い、その旨を法第11条の5第3項の規定に基づき許可をした市町村長等に対し通知するときは、通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(免状返納命令に係る違反の報告)

第24条 消防長は、危険物取扱者又は消防設備士が、消防法又は同法に基づく命令の規定に違反していると認めた場合は、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について(平成3年12月19日消防危第119号通知。以下「119号通知」という。)又は消防設備士免状の返納命令に関する運用について(平成12年3月24日消防予第67号通知。以下「67号通知」という。)により、119号通知に定められる危険物取扱者違反処理報告書又は67号通知に定められる消防設備士違反処理報告書に違反関係書類その他必要な書類を添付して愛知県知事に報告するものとする。

2 前項により知事に報告したときは、119号通知又は67号通知に定められる違反事項通知書により、違反行為を行った者に対し通知するものとする。

(資格喪失に係る通報)

第24条の2 消防長は、消防設備点検資格者が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第31条の6第7項の規定に該当していると認めた場合は、消防設備点検資格者の資格喪失に係る運用について（平成10年3月31日消防予第44号通知）の例による通知書に、関係資料を添付して財団法人日本消防設備安全センター理事長に通報するものとする。

(証拠の収集)

第25条 処理を行うに当たっては、後日のために現場写真その他の証拠となるものをできるだけ収集しておかなければならない。

(違反処理経過の記録)

第26条 処理を行った場合には、その経過を違反処理経過簿（様式第15号）に記載し、その結末を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第27条 処理を行った場合は、違反処理報告書（様式第16号）により、四半期ごとに消防長に報告しなければならない。

2 前項の違反処理報告書には、警告書、命令書、催告書及び命令解除通知書の写しを添付するものとする。

3 処理を行った場合は、違反事項が改善されるまでの間、その履行状況を確認するとともに、処理が完結したときは、違反処理完了報告書（様式第17号）により、四半期ごとに消防長に報告しなければならない。

(実施細目)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

様

(岡崎市消防長 氏 名印)

(岡崎市 消防署長 氏 名印)

警 告 書

所在地	名称	用途
...	...	...

上記対象物（物件）は、 と認めるので、 年 月 日
までに下記のとおり履行するよう警告する。

記

警告事項

注 警告事項を履行しないときは、消防法に基づく命令又は告発をすることがある。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号

岡崎市消防本部達		第	号
年		月	日
様			
		(岡崎市長	氏 名 印)
		(岡崎市消防長	氏 名 印)
		(岡崎市消防署長	氏 名 印)
命 令 書			
所在地			
名称			
用途			
上記対象物（物件）は、と認めるので、消防法第 条 の規定により下記のとおり命令する。			
なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。			
記			
命令事項			
命令の理由			
教示			
この命令に不服のある場合は、（命令を受けた日・命令のあったことを知った日）の翌日から起算して3か月（30日）以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。			
また、この命令については、（命令を受けた日・命令のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月（30日）以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。			
なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する（裁決を受けた日・裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月（30日）以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号の2

岡崎市消防本部達 第 号
年 月 日

様

所属
階級・氏名

命令書

所在地		用途	
名 称			

上記対象物においては、火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障となる事実があると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

[illegible]

※該当する事項にレ点が入力してある。

(教示)

この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に岡崎市を被告として処分取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。				
	受領者	住所		氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第3号

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

催 告 書

あなたは、 年 月 日付け、 第 号をもって命令した事項について、いまだ履行していないので速やかに履行するよう催告する。

また、いまだ不履行の理由及び実現可能な最短期間の履行計画を書面にて提出すること。

提出期限

年 月 日までに

備考

いまだ不履行の理由及び実現可能な最短期間の履行計画は、本催告書の交付日から提出期限までに消防本部予防課（○消防署○署（所））へ直接提出すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 4 号

		第	号
		年	日
様			
		(岡崎市長	氏 名印)
		(岡崎市消防長	氏 名印)
		(岡崎市 消防署長	氏 名印)
命 令 解 除 通 知 書			
あなたの する について、 年 月 日			
付け 第 号をもって命令した事項については、下記の理由により、			
これを解除する。			
記			
所在地			
名称			
用途			
解除する理由			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5号

岡崎市消防本部達 第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名 印)
(岡崎市消防長 氏 名 印)
(岡崎市消防署長 氏 名 印)

資 料 提 出 命 令 書

所在地
名称
用途

火災の予防ため必要があるので、下記資料を 年 月 日までに へ提出するよう、消防法第 条 項の規定により命令する。

なお、資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。

記

教 示

この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる
また、この命令については、命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号の2

岡崎市消防本部達 第 号
年 月 日

様

(岡崎市 長 氏 名 印)

(岡崎市 消防長 氏 名 印)

(岡崎市 消防署長 氏 名 印)

報 告 徴 収 書

所在地

名称

用途

火災予防のため必要があるので、下記事項を 年 月 日までに へ文書をもって報告するよう、消防法第 条 項の規定により要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。

記

教 示

この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる
また、この命令については、命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 号

岡崎市消防本部達予第 号
年 月 日

様

岡崎市長 氏 名 印

許 可 取 消 書

所在地
名称
用途

上記対象物は、下記の理由により消防法 違反と認められる
ので、同法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。
記

教示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる
また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 号の 2

岡崎市消防本部達予第 号
年 月 日

様

岡崎市消防長 氏 名 印

特 例 認 定 取 消 書

あなたの する下記防火対象物は、(消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号・消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号) に該当するため、同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地、名称
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる
また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7 号

(表)

		第 号
		年 月 日
様		
		(岡崎市長 氏 名印)
		(岡崎市消防長 氏 名印)
弁 明 通 知 書		
行政手続法の規定に基づき、下記のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定に基づき通知します。		
記		
予定される不利益処分 の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因とな る事実		
弁 明 書 の 提 出 先		
弁 明 書 の 提 出 期 限		
備 考		
注 弁明の機会の付与に関して留意事項は、裏面のとおりです。		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(裏)

弁明の機会の付与に関する留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、その場合には委任状等を提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 8 号

第 号
年 月 日

(名古屋地方検察庁
検事正 氏 名 様)
(愛知県 警察署長
氏 名 様)

職名
氏名 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項により、
関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
本籍地
現住所
職業
氏名 (生年月日)
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 参考事項
- 6 意見

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8 号の 2

第 号
年 月 日

地方裁判所御中

岡崎市消防長 氏 名印

過 料 事 件 通 知 書

消防法第 46 条の 5 に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、
下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 違反対象物の所在地、名称及び管理権原者
所在地
名称
変更前の管理権原者
- 3 該当法条
- 4 添付書類

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9 号

岡崎市消防本部達予第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)

戒 告 書

所在地
名称
用途

上記対象物(物件)について、 年 月 日付け 第 号
をもって を命令したが、いまだその義務を履行していない。

よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、
行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、こ
の旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基
づき、徴収する。また、代執行により生ずる損害については、すべて責
任を負わないので、申し添える。

教示

この戒告に不服のある場合は、戒告のあったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から
起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起
することができる(訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長とな
る。)

なお、この戒告について審査請求した場合には、当該審査請求に対す
る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市
を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

岡崎市消防本部達予第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名 印)
(岡崎市消防長 氏 名 印)

代 執 行 令 書

下記対象物（物件）について、 年 月 日付け 第 号
をもって戒告したが、いまだその義務を履行していない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行う
こととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定に基づき、通
知する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基
づき徴収する。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任
を負わないので、申し添える。

記

対象物（物件）の表示
（戒告書と同じ）

代執行の日時 年 月 日 時 分から

代執行の内容

現場執行責任者（階級、氏名）

代執行に要する費用の概算見積額 金 円

教示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から
起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起
することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長とな
る。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対す
る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市
を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

岡崎市消防本部達予第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)

代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

記

- 1 納付期限 年 月 日
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納入通知書による。
- 4 代 執 行 年 月 日執行

教示

この処分に不服のある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 号

代執行執行責任者証

職名

氏名

上記の者は、行政代執行法の規定により、本職において執行する 年
月 日付け 第 号の代執行令書に関する一切の権限を有する現場執
行責任者であることを証明する。

年 月 日

(岡崎市長 氏 名 )

(岡崎市消防長 氏 名 )

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

消防法による公告

次の物件は、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、
年 月 日までに、当該物件を除去すること。

なお、期限までに除去されない場合は、消防職員が除去する。

消防法第 5 条の 3 第 2 項の規定により、公告する。

(岡崎市消防長 氏 名 印)

(岡崎市 消防署長 氏 名 印)

1 物件の所在及び場所

2 物件の種類及び数量

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 号の 3

第 号
年 月 日

保管物件について

消防法第 条 の規定により、放置（存置）物件を保管したので、災害対策基本法第 64 条第 3 項の規定に基づき公告する。

（岡崎市消防長 氏 名印）

（岡崎市 消防署長 氏 名印）

- 1 物件の名称又は種類
- 2 物件の形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管開始日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項
- 8 連絡先（上記物件の関係者はこの連絡先へ連絡してください。）
岡崎市消防本部（ 消防署） 電話（ ） —

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 号の 4

保 管 物 件 一 覧 簿

番号	覚 知 年月日	物 件 名 等	物件の所在 した場所	除 去 年月日	保管場所	保 管 開 始 年月日	公 告 年月日	返 還 請 求 年月日	引 渡 年月日	所有権 放 棄 年月日	所有者・住 所・氏名	処 分 年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 号の 5

岡崎市消防本部達 第 号
年 月 日

様

(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

保管費等納付命令書

年 月 日付け返還した物件の保管等に要した費用は下記
のとおりであるので、年 月 日までに へ納付す
るよう消防法第 条第 項の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例によ
り徴収する。

金 円

費 目	金 額	内 訳

教示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる
また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から
起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起
することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長とな
る。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対
する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡
崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 13 号

年 月 日

((宛先) 岡崎市長)

((宛先) 岡崎市消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

受 領 書

年 月 日 第 号の

(警 告 書)

(命 令 書)

(催 告 書)

(命 令 解 除 通 知 書)

(弁 明 通 知 書) は、確かに受領しました。

(許 可 取 消 書)

(戒 告 書)

(代 執 行 令 書)

(代執行費用納付命令書)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 14 号

第 号
年 月 日

様

岡崎市長 氏 名 印

通 知 書

消防法第 11 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令したので、
同条第 3 項の規定に基づき通知します。

命令を受け た者	住 所		
	氏 名		
命令に係る 移動タンク 貯蔵所	設 置 者	住 所	
		氏 名	
	常 置 場 所		
	設置又は変更の許可番号		
違 反 の 内 容			
命 令 の 内 容			
命 令 の 履 行 状 況			
そ の 他 必 要 と 認 め る 事 項			

注 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を
記入すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 15 号

違 反 処 理 経 過 簿					
名 称 処 理 区 分					
	警	告			
	命	令			
	許 可 の 取 消				
	告	発			
	代 執 行				
経 過	年	月	日	主 要 項 目 (指 導 内 容)	添 付

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 16 号

違 反 処 理 報 告 書

月 分

年 月

日 報 告

経過 簿の 番号	警告書等 の番号	対象物の所在地	対象物の名称及び 違反者の氏名等	警告等 の別	対象物の用 途又は危険 物施設区分	違反条項	備 考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 17 号

違 反 処 理 完 了 報 告 書									
						月 分	年 月 日	報 告	
経過 簿の 番号	警告書等 の番号	対象物の用途又は危険物施設の 区分	対象物の名称及び 違反者の氏名等	警告等の別		違反 条項	是正 内容	是正確認 年月日	備考
				処理 年月日	履行 期限				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。